

販売規約

中古車保証 EVプラン

販売店様に遵守いただく事項を記載しております ご利用にあたって事前に必ずご一読ください

国産車両





1 保証のプラン・対象範囲

中古車保証プラン

免責期間は 1ヶ月間

24ヶ月 36ヶ月 12ヶ月

保証対象部品と機構一覧

	電装装備機構	ワイパーモーター/スイッチ/アンプ/コントロールユニット、ウォッシャーモーター/スイッチ/タンク/レベライザー、ヘッイトウォッシャーモーター、パワーウィンドモーター/ガラスランチャンネル/スイッチ/アンプ/レギュレーター/コントロユニット、ホーン、ドアロックアクチュエーター/コントロールユニット/スイッチ、フューエルフィラーリッドロック/アクエーター、オースライドドアモーター/コントロールユニット/ドアセンサー/ラッチセンサー/レギュレーター/ワイヤーイッチ、パワーテールゲートモーター/スイッチ/オートクロージャー、パワートランクリッドモーター/スイッチ/オートクジャー、電動サンシェイド、サンルーフスイッチ/モーター、キーレスレシー/ボー/トランスミッター、スマートキー/カードギアンテナ、リクエストスイッチ/ノブタッチセンサー、イモピライザー、ドアミラーモーター/スイッチ、ヒーティングミラーワーシートモーター/コントロールユニット/スイッチ、シートハイトアジャスター、シートエアコン/ヒーター、オットマング・ファート・カード・オーディオ、ナビゲーション、スピーカー、テレビチューナー、フリップダウンモニター、ウーファーアンフラウンドシステム、ETC、GPSアンテナ、ラジオ/TVアンテナ、クロック、バック/サイド/アラウンドビューカメラ、マルチ/フォメーションディスプレイ、ライトスイッチ、HID/LEDヘッドライトパーナー/インパーター/コンバーター/コントローニット、アダプティブヘッドライトコントロールユニット (AFS・ACL) /アクチュエーター、オートライトセンサー、LEDテランプ、LED/ハイマウントストップランプ、キーセンサー、マップライトユニット/イッチ、カーテシー/ドアスイッチ、メケーブル、各メーター、ステアリングスイッチ、ハザードスイッチ、自動ブレーキコントロールユニット/警報機、申間/レーンキープ計測機(ミリ波/赤外線レーザー/ステレオカメラ)、空気清浄ユト、クルーズコントロールユニット/と発機機、車間/レーンキープ計測機(ミリ波/赤外線レーザー/ステレオカメラ)、空気清浄ユト、クルーズコントロールユニット/と発機機、車間/レーンキープ計測機(ミリ波/赤外線レーザー/ステレオカメラ)、空気清浄ユト、クルーズコントロールユニット/アッチ、コーナーセンサー、各リレー、イグニッションブロック、セキュリティー、パーキングサトコントロールユニット、レインセンサー、空気圧センサー、各リレー、イグニッションスイッチ			
	エアコン機構	コンプレッサー、コンデンサー、エバポレータ、エキスパンションバルブ、レシーバータンク、マグネットクラッチ/スイッチ、クーリングユニット、ヒーターコア、ブロアファンモーター、ヒーターレジスター、ヒーターホース/コック、エアコンリレー、インテークドア/エアミックス/モードドアアクチュエーター、ガスセンサー、内気/外気センサー、日射センサー、冷媒圧カセンサー、サーモアンプ、ヒーターウォーターバルブ、高圧/低圧ホースパイプ、エアコンコントロールユニット(ディスフレイ除く)、ヒーターソレノイドバルブ、ヒーターコントロールワイヤー、エアコンファンスイッチ、ブロアースイッチ、ベンチレーターモーター、Oリング			
E V	動力伝達機構	プロペラシャフト/センターベアリング、ユニバーサルジョイント、ドライブシャフト/ブーツ、各マウント、シフトレバー、TRC (VSC)コントロールユニット、各センサー、各スイッチ、各シール/ガスケット/パッキン/Oリング(ドレンパッキン除く)、デファレンシャル内部ギヤ			
プラン	ステアリング機構	ステアリングギヤボックス、パワーステアリングモーター、パワーステアリングコントロールユニット、ステアリングホイール、ステアリングコラム/コラムシャフト、タイロッドエンド/ブーツ、ラックエンド/ブーツ、舵角センサー、各ブッシュ、ステアリングポジションセンサー、チルトモーター、テレスコピックモーター			
	ブレーキ機構	ブレーキマスターシリンダー、ブレーキブースター、パキュームポンプ、ABSコントロールモジュレーターユニット(ABSアクチュエーター)、ディスクキャリパーシールキット、ホイールシリンダーインナーキット、プロポーショニングバルブ、ブレーキホース/パイプ、ブレーキペダル、ホイールセンサー、ストップランプスイッチ(ブレーキスイッチ)、ブレーキ圧センサー、パーキングブレーキレバー、パーキングブレーキペダル、パーキングブレーキワイヤー、パーキングブレーキスイッチ、パーキングブレーキモーター、パーキングブレーキコントロールユニット			
	アクスル機構	ショックアブソーバー、サスペンションスプリング/マウント/スプリングシート、サスペンションアーム、ロア/アイドラ/ピットマンアーム、トーションバー、スタビライザー、テンションロッド、ナックル、ボールジョイント、アッパーベアリング、アクスルシャフト、ハブ、ハウジング、ハブシール、ハブベアリング、電子制御サスペンション(エアー/アクティブサスペンション)、サスペンションアキュームレーター、エアーポンプ、ハイトコントロールセンサー、電子制御サスペンションECU、ロア/アッパー/ラテラルリンク、各ブッシュ			
	乗員保護機構	シートベルト/バックル/アジャスター/プリテンショナー/エアバッグセンサー、SRSエアバッグ/コントロールユニット、スパイラルケーブル、SRSエアバッグモジュール、Gセンサー、着座センサー、バックルセンサー、ボンネット/サイド/カーテンエアバッグ、ヨーレートセンサー			
	先進装備機構	アダプティブクルーズコントロールユニット/単眼カメラ/ステレオカメラ/レーダー/センサー/スイッチ、誤発進加速制御ECU/超音波センサー/警報表示器、ブラインドスポットカメラ/センサー/ミリ波レーダー、ロードサイン識別カメラ、インテリジェント液晶ルームミラー/切替スイッチ、自動防眩ミラー光センサー、デジタルアウターカメラ/ディスプレイ、ハンズフリードアセンサー/スイッチ、ドライバーモニターECU/カメラ/センサー、ヘッドアップディスプレイユニット、ヒルホールドECU/加速度センサー			
	EV 機構	駆動用バッテリー、PDM、PTCヒーター、駆動用モーター、トランスアクスル/減速機、ウォーターポンプ、ラジエーター、回生 ブレーキ、インバーター、コントロールECU、バッテリーECU、コンバーター、アンペアセンサー、ボルテージセンサー、水温セ ンサー、パワーECU、キャパシター、プラグインコネクター、ジェネレーター			
	その他機構	電動ファンモーター、冷却ファンコントロールユニット、アクセルペダル、ボディコントロールユニット			







お申込書

次の	次の書類を一緒にFAXしてください。 □ 車検証 □ 点検記録簿 □ メーカー保証/継承書(スタンプ押印頁。※保証継承の場合)									
		太枠内に	お客様の忖	青報を	ご記入くな	ださい。		年	月	日
	フリガナ				加盟店番号					
	ご使用者名 (お客様名)				様	店名	连钎]・スタンプ		
	TEL	_		_		TEL	/H FI			
	携帯	_	_			FAX ご担当者様				
加	住所	〒								
盟店様記	プラン	中古車保証 EVプラン								
記 入 欄	お申込み ブランの□に ✓ をつけて ください。	□ 12ヶ月 □ 24ヶ月 □ 36ヶ月								
	車台番号		車	車種			登録 年月日	年	月	日
	走行距離		km 保語	正継承	有	· 無	保証書 郵送先	申込店舗・お	客様ご自	宅
	料金表価格 値 引 き 額		円 円		のお車を当社の めいただきまし		ジットで	はい・	いいえ	
	│ パワーウ │ パワーウ	は一般をお願いいたしま マンドの作動状況 ウの作動状況 の作動状況	**点検結果を記 エアコンの作動 ナビゲーション オーディオの作	が状況 'の作動状	▼ こ □ ス: 況 □ テ-	☑ 点検良 △ 修理☑ イドドアの作動状ールゲートの作動状ンルーフの作動状	代況 伏況		作動状況	
お客様記入欄	特別規約の内容を確認し プレミアの故障保証に 申込みます。 お客様ご署名欄		● 社外装備品 (取付けられている社外装備品) この申込書はご契約の都度速やかに名義変更後の車検証のコピー、納車前点検記録等のコピーと併せ、弊社までFAX送信してください。 プレミアワランティサービス株式会社 プレミアの故障保証事務局							
入 欄				〒15 ※保証事務局記入 TEL		50-0031 東京都渋谷区桜丘町18-6 E -:03-5114-5739 FAX:03-5114-62			5233	
		」の記載事項をご確認の 圏名をお願いいたします。	型型約番号 開始。 開始。 開始。 開始。				受付	入力	(性能・請	※

2 保証販売規約

プレミアの故障保証販売規約(※販売店様に遵守頂く事項。)

当販売規約は、プレミアワランティサービス株式会社(以下「当社」という)との間に業務提携契約を締結した車両の販売店(以 下「販売店」という)が、当社と共同で提供する、自動車保証制度"プレミアの故障保証"(以下「本保証」という)を取り 扱う際に遵守すべき事項を定めるものである。販売店は、当販売規約の各条項が契約内容となることに同意する。

第1条 本保証の取扱いに関して

- 1. 販売店は、本保証を取り扱うに際し、当販売規約、及び、別途定めるプレミアの故障保証特別規約(※保証書裏面記載 事項、お客様へ開示約款)の内容理解に努め、当社と一体となりその内容を遵守すること。
- 2. 販売店は、本保証を消費者に販売する際は、別途定めるプレミアの故障保証特別規約(※保証書裏面記載事項、お客様 への開示約款)の内容を消費者へ説明し、<u>同意を得た上で販売を行うこと</u>とする。
- 3. 販売店は、保証の申込を取り次いだ場合、当該申込書類を保証の契約期間に渡り保管を行うものとし、当社が求めた場 合には何時でも呈示するものとする。
- 4. 当社は、販売店が第1項、及び第2項に違反していると認めた場合、販売店の同意を得ずとも本保証の提供を、何時 <u>でも取り止めることができる</u>ものとする。

第2条 本保証の当社免責期間、保証適用範囲

- 1. 以下事項に該当する期間の不具合は当社の免責事項とする。
 - (1)自動車の製造会社(以下「自動車メーカー」という)により保証提供がなされている期間に発生、認知された不具合。

 - (2)保証の開始日より 1 か月間以内に発生、認知された不具合。
 (3)車両の消費者への引渡し段階において既に発生、又は認知されていた不具合。
- 2. 消費者より申告があった不具合が、前項に係る当社の免責期間中に発生、認知された場合、販売店はプレミアの故障保 証特別規約(※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款)の内容に従い、保証適用の義務を負うものとする。(販売 店にて修理費を負担し、保証修理を行わなければならない。)
- 3. 本保証の保証適用範囲はプレミアの故障保証特別規約 (※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款) の内容に従うも のとする。

第3条 本保証の開始日、送金手続き

- 1. 本保証の開始日は使用者へ名義変更された、車検証記載の登録年月日(変更登録日)を起算日とする。また、本契約は、 本保証の開始日に成立するものとする。
- 2. 本保証は、一般の消費者へ車両を販売する際にのみ申込ができるものとする。
- 3. 販売店は使用者への名義変更日(変更登録日)より2週間以内に当社に申込に必要な手続きを行う必要があるものとし、 申込の期限を過ぎた場合は本保証の申込はできないものとする。
- 4. 契約内容を記した保証書の発行は、販売店が当社に保証料の支払いを行った後に行われるものとし、その支払いの期限 は、<u>当社が請求書を送付した日より2週間以内</u>とする。尚、その際の銀行振込に要する送金(振込)手数料は販売店の 負担とする。
- 5. 支払いの期限を過ぎた場合は、申込自体が行われなかったものとみなし、申込書類は当社にて破棄するものとする。

第4条 本保証の申込条件(納車前点検)

- 1. 販売店は、本保証の申込前に、契約者との間に売買契約、又は注文を受領した日から、車両を契約者に引き渡すまでの 間に、<u>「法定 12 か月点検」、又は「法定 24 か月点検」</u>を実施すると共に、当社が別途、所定の書面にて<u>指定する装備</u> <u>品の作動点検</u>を実施するものとする。
- 2. 販売店は、前項に定める点検の際に、本保証の適用範囲に係る不具合が発生していた場合、然るべき処置、修理を行い、 消費者に車両を引き渡す際に本保証に係る不具合が確認されない状況とする義務があるものとする。

第5条 本保証の申込条件(適合車両/契約者)

本保証の申込は、下記の条件を全て満たす場合のみ有効とする。

- (1)国内の自動車メーカー「トヨタ・ニッサン・ホンダ・マツダ・ミツビシ・スバル・スズキ・ダイハツ・いすゞ」が製 造し、国内正規新車販売特約店(新車ディーラー)を通じ販売された車両であること。
- (2)輸入車両でないこと。(並行輸入を含む)
- (3)電気自動車であること。
- (4)冠水歴のある車両でないこと。
- ⑸車両の用途が自家用登録且つ乗用登録の車両であること。(法人名義、業務利用目的は可)
- (6)第6条にて定める改造車両でないこと。
- (7)第7条にて定める事故・修復歴車両でないこと
- (8)契約者が販売店の代表者、代表者の2親等以内の親族、又は従業員等でないこと。
- (9)契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、又はその他前述事項に準ずる者でないこと。
- (10)その他、当社が個別に判断した特殊な車種や事案に該当する車両。(2・8 ナンバー又はリース、レンタカー車両は不可)
- (11)新車時の車両本体価格が700万円(税抜)を超える高額車両でないこと。
- (12)年式が車検証の初年度登録年月より 10 年経過未満 (119 か月経過以下) の車両であること。
- (13)累積の総走行距離が、100,000km 以下の車両であること。



中古車保証 EVプラン

第6条 改造車両の取扱い

本条各号の「改造車両の」に該当する車両の保証申込はできないものとする。

- (1)コンピューター・ロールバー・エアサスペンション・エアサスペンションコントローラーが車両製造会社の付設部品以外への交換・付設、又は交換・付設歴が確認された車両。
- (2)ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更、又は加工歴が確認された車両。
- (3)違法な改造が施された車両。
- (4)車検証登録型式上に「改」表記がある車両。

第7条 事故・修復歴車両の取扱い

以下の「事故・修復歴車両」に該当する車両の保証申込はできないものとする。

車両の基本骨格部位(フレーム(サイドメンバー)/ クロスメンバー / フロントインサイドパネル / ピラー(フロント、センター及びリア)/ ダッシュパネル / ルーフパネル / フロアパネル / トランクフロアパネル / ラジエーターコアサポート(交換))を修正及び交換することにより復元された履歴があるもの。

第8条 保証修理の申請(保証適用申請)

- 1. 保証修理の適用可否判断は当社が行うものとする。
- 2. 販売店は、契約車両の保証適用申請を行う際、不具合に係る修理費用の見積明細書、及び保証修理申請書に必要事項を記したうえ、当社に FAX にて事前申請を行うものとする。
- 3. 販売店は、契約車両の保証適用修理を行う際には、<u>必ず当社の事前の承認を得る必要がある</u>ものとし、当社の事前の 承認を得ずに修理への着手、部品の手配、整備工場への作業着手指示を行った場合、当社は、本保証に係る一切の費 用負担をしないものとする。
- 4. 当社は、保証修理の適用可否判断の際に、当該不具合箇所の写真、使用部品の型式品番情報、故障診断の手順書、診断結果情報等の提示を求めることがあるものとする。
- 5. 当社は、保証適用申請の内容に基づき、整備工場や契約者への不具合聞き取り、実地調査等を行うものとする。

第9条 保証適用時の不具合修理実施先について

- 1. 不具合の修理を実施する整備工場の選択は、当社が行うものとし、当社は、<mark>整備工場の変更指示を行うことがある</mark>も のとする。
- 2. 不具合の修理を実施する整備工場は、運輸局長からの認証、あるいは指定を受けた自動車分解整備事業者に限るものとする。
- 3. 保証適用の際、本保証以外の保証が適用となる不具合の場合は、本保証以外の保証制度を優先して適用するものとする。 (車両の製造者が提供する保証、等)。

第10条 見積明細書について

不具合の修理を実施しようとする整備工場は、修理や部品手配の着手前に、車台番号又は登録番号、及び修理に係る部品費用、工賃費用、必要工数、レバレート単価が記載された見積明細書を、当社にFAXの手段をもって提出するものとする。

第11条 不具合修理時の写真撮影、部品納品書の提出依頼について

- 1. 不具合修理の内容によって、当社は整備工場に整備中の写真や、部品仕入れ納品書等の証明書類の提出を求めることがあるものとする。
- 2. 写真や証明書類の提出要請があったにもかかわらず、依頼があった日より 1 か月以内に提出がない場合、当社は、当該不具合に係る修理費の支払いは行わないものとする。

第12条 納品書、請求書について

- 1. 当社の承認後、不具合の修理を実施した整備工場は、車台番号又は登録番号が記載された納品書、及び請求書を、当社に郵送の手段をもって提出するものとする。
- 2. 保証適用申請の受付日の属する日の翌月末日までに、納品書、又は請求書の提出が無い場合、当社は当該不具合に係る修理費の支払いは行わないものとする。

第13条 リサイクル部品の使用について

- 1. 本保証の適用により部品の交換が必要となった場合、<mark>必要な部品の供給は当社が行う</mark>ものとする。ただし、当社にて 手配ができない部品等である場合はこの限りではない。
- 2. 本保証の適用により部品の交換が必要となった場合、当社は新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通されるリサイクル(中古)部品の使用をするものとする。またリサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品(リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることとする。

第14条 保証料の返金について

本保証の契約に際し、当社が受け取った保証料は理由の如何にかかわらず、返還することはないものとする。

2 保証販売規約

第15条 不正利用時の行使措置について

保証適用申請において、虚偽の申告があった場合や、本保証を悪用したと当社が認めた場合、当社は本条各号に定める措置を行使するものとする。

- (1)保証適用修理費用の支払い停止。
- (2)申込の拒否。

第16条 当販売規約の変更について

- 1. 当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、当販売規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で販売店に周知した上で、当販売規約を変更することができるものとする。
 - (1)変更の内容が販売店の一般の利益に適合する場合。
 - (2)変更の内容が当販売規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである場合。
- 2. 当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を当社のホームページにおいて公表する方法又は当社から販売店に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により販売店に周知した上で、当販売規約を変更することができるものとする。この場合、当該周知の後に販売店が当販売規約に基づく取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって当販売規約が変更されるものとする。

第17条 個人情報の取扱いについて

- 1. 販売店は、プレミアの故障保証特別規約(※保証書裏面記載事項、お客様への開示約款)及び当社の開示するプライバシーポリシーに記載する内容を、あらかじめ、契約者に説明し、同意を得た上で当社へ本保証の申込みを行うものとする。なお、プライバシーポリシーは当社のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/companyinfo/pws/privacy/)
- 2. 販売店は、当社と販売店とで別途締結した業務提携契約書に記載された販売店の個人情報を当社のグループ会社との間で共同利用することを確認するとともに同意する。
 - (1)共同利用する個人情報

氏名、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、口座番号等の属性情報、勤務先に関する情報その他契約書 等に記載された事項

- (2)共同利用する者の範囲
 - (ア)プレミアグループ株式会社の有価証券報告書等に記載するプレミアグループ株式会社の連結子会社及び持分法適用 関連会社及び連結子会社の子会社。
 - (イ)プレミアグループ株式会社の連結子会社の子会社を含むプレミアグループ各企業。対象企業については、プレミアグループ株式会社のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/privacy/)
- (3)主な利用目的

販売店へのグループ各社および提携会社の各種商品・サービスの提案や案内、販売店が利用している商品・サービスのアフターサービス及びグループ特典・優遇の提供、グループ各社及び提携会社による各種リスクの把握や与信後の管理及び適切な経営管理のため。

(4)当該個人情報の管理について責任を有する者の名称

プレミア株式会社

〒 105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号 オークラプレステージタワー 電話番号 03-5114-5700

- 3. 販売店は、当社が当保証制度に関する、第一次的な苦情の受付及び処理、並びに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有する事業者とすることに同意するものとする。
- 4. 販売店は、当社が守秘義務契約、及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(整備修理工場、ロードサービス事業者、等)に対し、本保証制度に付随する業務の遂行に必要な範囲において、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合があるものとする。
- 5. 契約者からの、個人情報の取扱いに関する問合せ先は以下のとおりとする。

プレミアワランティサービス株式会社 お客様相談室

〒 105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 10番 4号 オークラプレステージタワー 電話番号: 03-6842-3732

第18条 管轄裁判所について

本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調停の必要があるときは、東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。



3 ご注意事項

プレミアの故障保証ご利用に際しての主なご注意事項

- 1か月以内の故障は、当社の免責期間となります。 *保証開始日より1か月以内に発生した故障は、販売店様ご負担での修理実施をお願いします。
- 修理後の保証申請は、お支払いできません。 *保証修理の際は、必ず当社に事前のご連絡をお願いします。
- 修理時には、リサイクル、リビルト部品を使用します。 *部品は原則当社より支給いたします。
- 見積費用、代車費用、レンタカー費用等はお支払いできません。 *修理に要する部品代・工賃以外の費用は保証されません。(故障診断料、廃棄費用等も適用外)
- ご利用にはご契約、修理には認証・指定工場資格が必要です。

保証の適用とならない主な事例・部品(※代表例)

※詳しくは、特別規約もご確認ください。

適用とならない、主な不具合の事例(※代表例)

■経年劣化、見た目(外観上)の問題

錆(サビ)、浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等

例 1) ドライブシャフトブーツがひび割れている 例2) 錆で腐食

■外傷が原因による故障

例3) 下廻りをぶつけて、触媒内部が破損 例4) ドアミラーが格納しないが、ぶつけた形跡がある

■症状がまれにしか起きない、

工場入庫時に確認できない

例5) オーディオが作動しなかったが原因不明

■外観上のみの問題で走行には支障がない 異音、オイル漏れ、車高が低い等

例6) ダンパーから継続検査上(車検)問題のない程度の

オイルの にじみ・漏れがある 例7) P/Wはスムーズに動くが、ギーといった音がする

■部品が対象でない

保証部品一覧に記載のない部品(パンフレット、販売規約に記載)

例8) ヘッドライトレンズが墨る

例9) 社外のオーディオから音がでない

■運転の仕方、感覚的なもの

例10) 電費が悪い、パワーがでない

■調整や点検等、部品交換を伴わないもの

例11) タイヤが片減りする、アライメント調整

点検診断料、見積費用、診断機使用料、レッカー費用、 営業損失、代車費用、廃棄物料等

■予防整備の類

他の正常な3本も同時に交換

例13) 原因の部品が断定できないため、関連する部品を

A BE O LIGHT HE HE VICE O				
項目	適用とならない主な部品 (※代表例)			
社外部品の類	・生産時に装着されていない全ての社外部品 (オーディオ、ナビゲーションシステム、バックカメラ、 ETCに限りディーラーオプション品も純正部品扱いとして適用)			
消耗品の類	・各オイル、冷却水等の消耗油脂類 ・タイヤ、ホイール ・バッテリー ・各フィルター類 ・ブレーキパッド、ライニング、ローター、ドラム等 ・補器ベルト類 ・ワイパーゴム等 ・キーレスキーの電池等 ・ヘッドライト、電球、バルブ等(HIDランプは適用)			
配線の類	・配線、カプラー、ヒューズ等			
内装部品の類 (機械的な作動部品でないため、また 故障の要因が操作上のミスや、人為的 な原因要素、経年劣化の要素が大きい ため、保証の適用部品から除外してい ます。)	・ホーンパッド、ハンドル、シフトノブ等 ・ベンチレーテッドグリル(エアコンの噴出し口)等 ・ウェザーストリップ サンルーフウェザーストリップ等のゴムシール類 ・スライドドアレール、スライドドアローラー等 ・インナーハンドル、ノブ等 ・シート、シートレール等 ・インストルメントパネル、メーターパネル等の内装パネル類 ・グローブボックス、ドア内張り、ポケット等の内装パネル類			
外装部品の類 (機械的な作動部品でないため、また故障の要因が接触や外的要因、人為的な原因要素、経年劣化の要素が大きいため、保証の適用部品から除外しています。)	・ガラス、サンルーフガラス等のガラス類 ・パンパー、ボンネット、フェンダー等の外板パネル類 ・ヘッドライトレンズ、テールレンズ等のレンズ類 ・ドアモール等のモール類 ・アウターハンドル等 ・キーシリンダー等のシリンダー類(イグニッションスイッチは適用) ・ドアヒンジ、ドアリンク等 ・パックドアダンパー、ボンネットダンパー等 ・ドアミラーガラス、ワイパーアーム等			
※その他、保証一覧に記載のない				

車両の購入者(以下「甲」という)は、自身が車両を購入した会社(以下「乙」という)及びプレミアワランティサービス株式会社(以下「丙」という)が提供する自動車保証制度"プレミアの故障保証"(以下「本保証」という)について、次の事項を確認する。

(保証を求め得る条件) 第1条

- 保((体証を氷め得る米件) 中は、本保証の適用対象である車両に不具合が発生した場合において、かかる不具合が、契約内容に応じた第17条に掲げる「保証対象部品一覧表」に記載の ある部品が主原因として生じたものであるときには、第4条に定める保証期間内に限り、丙に当該不具合の修理を求めることができるものとする。ただし、第4条 に定める保証期間の起算日より1か月間以内に発生、認知された不具合、あるいは車両の引渡し段階において既に発生、認知されていた不具合に関しては、甲 は、乙に対し当該不具合の修理を求めるものとし、保証の適用範囲に該当する不具合であっても、丙は、一切の適用責任を負わないものとする。
- 2.乙及び丙は、本商品が乙丙相互に協力の上で甲に提供するものであることに鑑み、本商品に基づく債務を連帯して負担するものとする。ただし、甲は、丙が乙を

- 2. 乙及の内は、本時間かど内相互に励力の工で中に提供するものであることに運め、本間間に基づく債務を建帯して負担するものとする。ただし、中は、内がどを代理して、本保証に係る連絡受付業務を行うことを了承し、原則として丙に連絡を行うものとする。 **2条 (保証実施の流れ)**1. 甲が本保証の適用により車両の修理を求めるときには、甲は、丙の事前承認を得るものとし、丙が指定する整備・修理工場に車両を引き渡さなければならないものとする。尚、不具合の修理に直接的関連がない費用、車両を使用できないことにより発生する甲の損失等は、丙は、一切負担しないものとする。 適用とならない主な費用例)点検費用・調整費用・清掃費用、故障診断費用、廃棄物処理費用、代車費用、レンタカー費用、レッカー費用、交通費、営業
- 2.甲が丙の事前の承認を得ずに、修理の発注や部品の手配、整備工場への修理作業の着手指示等を行った場合は、保証の適用修理に該当する費用であったとし ても本保証の適用はないものとし、丙は、かかる金銭の負担も一切しないものとする。

i3条 (変更の届出) 甲は、保証書の受領後に

第3条(変更の周囲) 甲は、保証書の受領後に、保証書の記載事項(住所、連絡先等)に変更が生じたときには遅滞なく丙に届け出なければならないものとする。 第4条(保証期間と保証適用修理上限額の上限) 1.保証期間は、甲へ使用者変更をした車検証記載の登録年月日(変更登録日)を起算日とし、契約内容に応じた月数が経過する前日をもって終了するものとする。 例り12か月間ブランの場合において、車検証に記載の登録年月日が2022年2月1日の場合、保証期間は2023年1月31日まで。

証期間内における累積での保証適用修理上限額は、契約月数に応じ以下のとおりとする。

契約期間	12か月	24か月	36か月	
累積での保証適用修理上限額(税抜)	50万円	80万円	110万円	

- 3.保証期限内に、保証適用修理上限額へ達した時点で、以降の契約月数にかかわらず本保証契約は満了ものとする。 4.保証適用修理上限額を超える保証修理費用が発生した場合、超える費用の負担は甲が負うものとし、修理を実施しない場合においても乙又は丙は金銭的補填 もしないものとする。 第**5条 (属人性)**

: 5条 (属人性) 1.甲は、本保証契約に基づく契約上の地位及び本保証により保証を受ける権利(以下「受益権」という)を、第三者に移転してはならないものとする。

・受益権を有する者が、保証の対象となる車両の使用者又は所有者のいずれにも該当しないこととなったときには、受益権は自動的に消滅するものとする。 条 **(身分証明書等の呈示)**

'6条 (身分証明書等の呈示) 甲が本保証の適用により車両の修理を求めたときには、丙は、甲に対し、身分証明書及び車検証、点検整備記録簿の呈示を求めることができるものとし、甲がこれ に応じないときには、丙は車両の修理を拒むことができるものとする。

(本保証適用除外事由)

- 1.次の各号のいずれかに該当する現象又は不具合については、本保証の適用はないものとする。 (1)経時変化により発生する現象。…塗装面、メッキ面、内装部品、樹脂部品等の自然退色、劣化、腐食、錆、レンズ類の黄ばみ、曇り、車高の変化や傾き等。 (2)機能上又は走行上影響しない現象。…車検上問題の無い程度の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。
 - E行上影響しない現象。…単快工回路やボッコに象。…浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等。…浮き、剥げ、めくれ、外れ、曲がり、ひび割れ等 [の異音、振動、オイルのにじみ漏れ、臭い等。
- (4)運転の仕方に起因する現象、又は故障か否かの判断基準に乏しい現象。…電費が悪い、パワー不足、動きが硬い又は渋い、タイヤの片減りやアライメントの **狂い・調整**、車体不安定等。 (5)法定速度、法定積載量又は法定乗車定員を超過しての車両使用時の不具合
- (3)広と迷皮、広と債戦星又は広と乗車と員を超過しての単阿使用時の不具占。 (6)工場入庫時に不具合の確認が取れない現象(現象の発生が希であり、故障箇所の断定ができない場合)。 (7)通常の注意で発見し、処置できたにもかかわらず、放置したことにより拡大した不具合。 (8)日本国外で使用された車両に生じた現象又は不具合。 (9)改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。

- (9)改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合。
 (1)の乙より車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合。
 (1)第17条「保証対象部品一覧表」に記載のない部品。
 (2)車両の製造会社が当該車両に付設した部品以外の部品(社外部品、純正流用部品等)。
 (3)コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品。
 (4)改造部品、及びその改造部品が関わる機構すべて。
 3.次の各号のいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとする。
 (1)日常点検整備(高速走行時前点検含む)又は法令で定められた定期点検整備若しくは点検整備記録簿に記載されている定期点検整備の未実施。
 (2)占検整備ので、世界に関する。

 - (1) 半間の装足会社が当該半両に内設するものとして指定したの部間の状況でプレース、ラリー等の競技への車両の利用、林道等の悪路にて車両を常用した場合。 (8)外的要因による不具合(詰まり、損傷、破損、雨漏り、浸水等)。 (9)乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと。 (11)地震、台風、水書等の天災。

 - (1/2飛行機部品等の落下外による損傷。 (13)車両の製造会社が指定する油脂類、部品以外の使用。
 - (14)煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因。
- (内)車向の修復(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。
 (内)車両の修復(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。
 (16)衝突や接触による損傷又は事故(旧オーナーによるもの、成約以前のもの等を含む)。
 (17)使用者の故意、又は過失によるもの。
 4.法令で定められた定期点検整備又は点検整備記録簿に記載されている定期点検整備が実施されていないときには、本保証は適用されないものとする。
 5.修理工場又は乙及び万にて修理部品の用意ができない場合(部品生産終了且つ、リサイクル部品等の用意もできない場合)。
 (184、74/日記載後の解除)

笙Ω冬

- 8条 (本保証契約の解除) 1.丙が下記各号のいずれかに該当する事実を認めた場合に、丙は、甲との間の本保証契約を即座に解除することができるものとし、本保証の適用は一切ないものとす る。 また丙は、いかなる事由であっても本保証料の中途解約に伴う保証料の返還、その他一切の金銭の支払いを行わないものとする。

 - (1)甲が本保証を悪用したと内が認めたとき。 (2)本保証加入後に、第9条第2項「改造車両の定義」に掲げる改造車両となった場合。 (3)本保証加入後に、第10条第2項「修復歴車両の定義」に掲げる修復車両となった場合。

 - (3)本保証加入後に、第10米第2項 で後に半同の定義」に強いる影楽半同となりた場合。 (4)本保証加入後に、申前の用途登録が事業用途又はレンタカーへ変更された場合。 (5)本保証加入後に、甲が乙の従業員、あるいは代表者、および代表者と2親等以内の親族関係にあったことが発覚した場合。 (6)本保証の契約者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業であった場合、またはその他前述事項に準ずる者であったことが発覚した場合。 (7)甲が第5条第1項に反して受益権を第三者に移転した場合、その他甲が本規約に違反した場合。
- 2.甲は前項に定める場合を除き、本保証契約を解除することはできないものとする。

- 第9条 (改造車両) 1.甲は、本条第2項に定義する「改造車両」に該当する車両の保証申込みはできないものとする。

 - 認された車両。
 - 職。21/17年间。 (2)ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更、又は加工歴が確認された車両。 (3)違法な改造が施された車両。__

(4)車検証上に「改」表記がある車両。 第10条 (修復歴車両) 1.甲は、本条第2項に定義する「修復歴車両」に該当する車両の保証申込はできないものとする。

2.修復歴車両の定義は、以下のとおりとする。 車両の基本骨格部位(フレーム(サイドメンバー)/クロスメンバー/フロントインサイドパネル/ピラー(フロント、センター及びリア)/ダッシュパネル/ルーフパネル/フロアパネル/トランクフロアパネル/ラジェータコアサポート(交換))を修正及び交換することにより復元された履歴があるもの。

(保証適用の判定と範囲)

1 保証適用の判定と認め、 1 保証適用の判定には、当該不具合を発生させている主原因の部品が、契約内容に応じた「保証対象部品一覧表」の内容に適合するか否かを基に判定するものとする。 2.不具合が発生した部品が多数ある場合において、当該不具合が一連のものであると判断されるときには、当該部品の中に第17条「保証対象部品一覧表」に記載された部品があるときといえども、主原因の部品が契約内容に応じた「保証対象部品一覧表」に記載の部品ではないときには、本保証の適用はないものと 2.不具由が発生した記述的ない。 載された部品があるときといえども、主原因の部品が契約内容に応した「保証対象部四 見な」に限する。 は、保証対象部品一覧表」に記載の部品についても本保証の適用はないものとする。 3.保証の適用範囲は、不具合が発生している主原因部品の部品費用、及び交換に要する交換工賃のみとする。 4.不具合が発生した主原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが関連して交換が推奨される部品の類については保証の適用はない 4.不具合が発生した主原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが関連して交換が推奨される部品の類については保証の適用はない 4.不具合が発生した主原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが関連して交換が推奨される部品の類については保証の適用はない 4.不具合が発生した主原因部品が保証適用となった際において、不具合は発生していないが関連して交換が推奨される部品の類については保証の適用はない 4.不具合が発生した主原因の部品が発生していると断定される部品のみの適用とする。

例)1箇所のショックアプソーバより不具合が発生しており、その他の部位に不具合の発生はないが、同時に他の3本の同時交換が整備工場より推奨された場合

- 例り、国所のショックアフソーバより不具合か発生しており、その他の部位に不具合の発生はないが、同時に他の3本の同時交換が整備工場より推奨された場合等では、判定時点において不具合のない他の3本は保証の適用外となる。
 第12条 (部品の交換)
 1.本保証の適用により車両を修理する場合において、部品の交換を行うときに丙は、新品の部品を用いることを要しないものとし、2次使用を目的として流通されるリサイクル(中古)部品を用いて保証修理を行うものとする。またリサイクル部品の手配ができない場合においては、再生部品(リビルト、リンク等と呼ばれる部品等)や、優良部品、社外新品部品等を用いることとし、修理に必要な部品は、原則丙が供給するものとする。
 2.本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要となったとき、甲は油脂類、部品等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないよのとする。
 - 、本体証の適用により車両を修理する場合において、油脂球、中面等の大狭かで安となったとき、下は油脂球、中面等のプレード、住城、装造去性等を指定するとなったないものとする。 本保証の適用により車両を修理する場合において、甲が、交換に用いるための部品を提供したときといえども、丙は、当該部品の代金を支払わないこととする。
 - 4.本保証の適用により部品の交換を行った場合、故障部品については丙により回収をすることができるものとする。

第13条

13条 (本規約の変更) 1. 乙及び丙は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、丙のホームページにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。

(1)変更の内容が甲の一般の利益に適合する場合。 (2)変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである場合。 2.乙及び丙は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を丙のホームページにおいて公表する方法又は乙若しくは丙から甲に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により甲に周知した上で、本規約を変更することができるものとする。この場合、当該周知の後に甲が本保証の適用により車両不具合の修理を求めることにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとする。

第14条 (個人情報の取扱いについて)

1. Tak (個人情報のみないについく) 1. 乙は、本規約及び内の開示するプライバシーポリシーに記載する内容を、あらかじめ、甲に説明し、同意を得た上で内へ本保証の申込みを行うものとする。なお、 プライバシーポリシーは丙のサイトに記載する。(https://www.premium-group.co.jp/companyinfo/pws/privacy/) 2. 乙は、甲の個人情報と表現のグループ会社との間で共同利用することを確認するとともに同意する。

(1)共同利用する個人情報

- (ア)所定の申込書に甲等が記載した氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他保証書に記載された事項等の甲の属性情報。
- (イ)本契約に関する申込日、商品名、対象車両の車種、車台番号、登録年月日、走行距離、その他自動車車検証等に記載される情報等の車両情報。

(2)共向利用する者の範囲

(ア)プレミアグループ株式会社の有価証券報告書等に記載するプレミアグループ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社及び連結子会社の子会社。 (イ)プレミアグループ株式会社の連結子会社の子会社を含むプレミアグループ各企業。対象企業については、プレミアグループ株式会社のサイトに記載す る。(https://www.premium-group.co.jp/privacy/)

(3)主な利用目的

- (ア)本保証契約に付随、関連する業務の運営及び管理

- (ノノ平体証実利)に1) 随、関連する業務の連宮及び管理。 (イ)サービスの向上を目的としたデータの集計と統計的データの把握。 (ウ)甲等からの問合せ事項、要望事項への回答等。 (エ)新商品のお知らせ、関連するアフターサービス、宣伝物及び印刷物の送付、営業案内等。 3. Zは、内が当保証制度に関する、第一次的な苦情の受付及び処理、並びに個人データの内容等について開示、訂正、利用停止等の権限を有する事業者とすることに同意するものとする。 4. Zは、丙が守秘等変数数、及び個人情報の関係には関するというに関するというに対して関する。
- 4.乙は、丙が守秘義務契約、及び個人情報の取扱いに関する規定を含む業務委託契約を締結した業務委託会社(整備修理工場、ロートし、本保証制度に付随する業務の遂行に必要な範囲において、個人情報の取扱いの一部又は全部を委託する場合があるものとする。 -ドサービス事業者、等)に対

5.甲からの、個人情報の取扱いに関する問合せ先は以下のとおりとする。 プレミアワランティサービス株式会社 お客様相談室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステ

ークラプレステージタワー 電話番号:03-6842-3732

- 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二] 目10番4号 オークラブレステーシダワー 電話番号:03-6842-3732 第15条 (反社会的勢力の排除)

 1.甲は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等又はテロリスト等(疑いがある場合を含む。)、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を

- (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 2.甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1)素が10分を入り得め、 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為。 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。 (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて内の信用を毀損し、又は丙の業務を妨害する行為。 (5)その他前各号に準ずる行為。

3.甲が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、丙との取引を継続することが不適切である場合には、甲は、丙から請求があり次第、丙に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。また、この場合、丙は、催告その他何らの手続を要することなく、甲との契約の全部又は一部を解除することができるものとす る。なお、甲及び丙は、契約の解除に起因し又は関連して甲に損害等が生じた場合であっても、丙が何ら責任を負うものではないことを確認する。

16条 (管轄裁判所) 本保証契約に関し、紛争が生じた場合、訴訟の必要があるときは、訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易,裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、調 停の必要があるときは東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

117条 (保証対象部品一覧表) 本保証の対象となる部品は、表面記載のとおりとする。

- ※いかなる事由であっても、中途解約に伴う返戻金はございません。 ※保証修理の際には、修理着手や部品の手配前に、必ず当社の事前承認が必要となります。
- ※保証修理の適用となる部品は、新車 みとなります。
- ※保証対象部品であっても、本規約記載の特別規約第7条「本保証適用除外事由」に該当、起因する故障は保証修理の適用外となります。

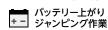
緊急時、ロードサービスのご用命は、24時間ロードサービス 0120-520-756までご連絡ください。

ー**ビス内容**※(特殊作業は実費になる場合がございます。詳しくは、ロードサービスご連絡時にお問合わせください。)

レッカー牽引 10kmまで無料。











※現場での応急処置が30分を 超える作業の場合は、別途 実費料金での精算となります。

